学校設置協議会の運営について

〇会長、副会長の選任

案:会長および副会長は委員の互選による。

〇協議会の成立要件

案:委員の2分の1の出席をもって成立する。

○協議会の議決

案:出席した委員(会長を除く)の過半数をもって決する。 可否同数の場合は会長がこれを決する。

○委員以外の者の意見聴取

案:委員以外の者の意見聴取が必要な場合は、協議会委員間で協議のうえ、 委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

〇傍聴

案:傍聴を可能とする。会場の関係で定員を設定する。

〇協議会の開催周知

案:周知方法→開催チラシを掲示 掲載内容→開催日時、場所、テーマ、傍聴定員 掲示場所→校区内の区広報板、地域の会館 ※区役所 HP にも掲載 掲示期間→開催日の 10 日前

〇協議会の議論内容の周知

案:周知内容→議論概要を掲載した「(仮称)協議会ニュース」を発行 周知方法→①小中学校を通じた配布、②地域での回覧、

- ③地域の会館への配架、④区役所 HP、
- ⑤生野スポーツセンター、区民センター、子ども・子育てプラザ、生野図書館に配架
- ※「(仮称)協議会ニュース」の概要版を区広報板にも掲示